

件名【ABC 消費者情報 Vol. 53】

■春の新生活トラブル

進学、就職の春。慣れない土地で一人暮らしを始めるなど、これまでとは違った環境に身を置く方も多いことでしょう。今回は、社会経験の少ない若者に起こりうるトラブルを紹介します。

■こんなトラブルに要注意！

○友人に誘われて

「商品を買って販売する会員になり、さらに他の人を会員に勧誘したら紹介料が入る」などと勧誘するマルチ商法。思うように商品も売れず、勧誘もできず、借金を抱えたり、人間関係を壊すことも。（最近の商品例：健康食品、調理器具）

○電話やメールで呼び出され

「あなたが選ばれました！」「粗品プレゼント」などと販売目的は告げずに店舗に呼び出し、商品やサービスを契約させるアポイントメントセールス。行ってしまうと契約するまで長時間勧誘され続けることも。

○気づけば多額の借金に

初めて持つクレジットカードの使いすぎやキャッシング、消費者金融の利用は、気づかないうちに多額の借金になることも。複数の借金が重なり、返済が困難になった状態を多重債務といいます。

■アドバイス

○「必ずもうかる」「景品プレゼント」などの甘い言葉にご用心！

○安易な契約は禁物。たとえ友人・先輩からの誘いでも断る勇気が大切です。

○マルチ商法、アポイントメントセールスは、契約後でも、定められた期間内であればクーリング・オフができます。

○クレジットカードは、自分の収入と照らし合わせて返済できる範囲内で、計画的に利用しましょう。

○クレジットカードのリボ払いが増加しています。返済金額が一定である一方、返済期間が長期化して、多額の金利や手数料を支払うことになることがあります。

○借金返済のための借金は、多重債務の原因に。絶対にしてはいけません。

○不安に感じる事があれば消費生活センターに相談しましょう。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611